

J I S Y 2001に基づく 事業者認定登録制度

料金規程

(第一版)

J A S P E C 「あんぜん整備認定」事務局

1. 目的

1.1 この規則の目的

この規則は、JASPECが運営する「JIS Y2001に基づく事業者認定登録制度」（以下「あんぜん整備認定制度」という。）における各種料金の取扱いについて明確にすることを目的とするものです。

1.2 適用範囲

この規則は、あんぜん整備認定制度に関連する料金を対象とします。

2. 引用規格、規程等

この規則では、次に掲げる規格、規程等を引用します。

- ・ JIS Y2001に基づく事業者認定登録制度 申請の手引き

3. 用語および定義

この規程において用いる用語の定義は、「JIS Y2001」および「JIS Y2001に基づく事業者認定登録制度 申請の手引き」に定めるものとします。

4. あんぜん整備認定制度の検査等の料金

4.1 あんぜん整備認定制度を利用するために「申請の手引き」記載の申請等を行う場合について、その必要となる料金及びその支払方法は、本規程及び別表「あんぜん整備認定制度 料金表」によるものとします。

4.2 登録内容の変更手続き、年度報告、及び登録情報公開の手続きの料金については、初回認定検査料又は更新認定検査料に含まれています。手続きの回数によって追加料金が発生することはありません。

4.3 認定事業者がその認定登録の有効期間中に登録を維持するために必要となる料金はありません。

5. 消費税の取扱い

この規程、および別表「あんぜん整備認定制度 料金表」に表示する金額は、消費税を含んでいません。表示されている料金とは別に、消費税をご負担いただく必要があります。

6. 料金の支払い

6.1 検査料金等のお支払いについては、事務局から請求書が送付されますので、指定期日までに指定口座に手数料をお振込みください。振込手数料は、申請者・依頼者の負担となります。

6.2 請求書は、原則として電子メールにより送付します。紙の請求書をご希望の場合

は、事務局までお申し出ください。

以上